



明治で、この橋は、現在の「大分市橋」です。
この橋は、1903年に完成したものです。

援護法かわる

動員学徒にも障害年金

傷病軍人、軍属ならびに遺族の方へ、4軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を支給する。また、その法律の一部が改正されました。改定された主な点は、

1. 現在支給されている障害年金額

を十月分から増額し、傷病者の

程度に応じて加給額が支給され

ます。ただし第二・三款症程度

の者は三十四年七月分から増額

され、加給はありません。

2. 三十四年七月一日以後に支給事

由の生じた者には、障害一時金

額が増額されます。

3. 先順位者の遺族年金額は五万一

千円に増額されます。ただし、

今年1月分から三十五年六月ま

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

4. 軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を

支給する。ただし、この法律を

受けている者が、他に公務扶助

家庭等援護法という法律でいろ

うと救済の手がさしのべられてき

ましたが、その法律の一部がわ

り、早いものはこの十月から実施

されました。改定された主な点は、

5. 軍属に対する障害年金の支給条

件となつた「戦時災害」は

除外されました。

6. 動員学徒の徴用工関係

1. 動員学徒の徴用工

前は、戦時災害に限る)で第六

項症以上の不具撲滅の状態にあ

る者に対しては、傷病の程度に

応じて軍属の半額の障害年金と

加給額が、昭和三十四年一月分

から支給されます。

2. 従事上の負傷、疾病(二十年九

月以前は、戦時災害に限る)

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

3. 先順位者の遺族年金額は五万一

千円に増額されます。ただし、

今年1月分から三十五年六月ま

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

4. 軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を

支給する。ただし、この法律を

受けている者が、他に公務扶助

家庭等援護法という法律でいろ

うと救済の手がさしのべられてき

ましたが、その法律の一部がわ

り、早いものはこの十月から実施

されました。改定された主な点は、

5. 軍属に対する障害年金の支給条

件となつた「戦時災害」は

除外されました。

6. 動員学徒の徴用工関係

1. 動員学徒の徴用工

前は、戦時災害に限る)で第六

項症以上の不具撲滅の状態にあ

る者に対しては、傷病の程度に

応じて軍属の半額の障害年金と

加給額が、昭和三十四年一月分

から支給されます。

2. 従事上の負傷、疾病(二十年九

月以前は、戦時災害に限る)

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

3. 先順位者の遺族年金額は五万一

千円に増額されます。ただし、

今年1月分から三十五年六月ま

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

4. 軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を

支給する。ただし、この法律を

受けている者が、他に公務扶助

家庭等援護法という法律でいろ

うと救済の手がさしのべられてき

ましたが、その法律の一部がわ

り、早いものはこの十月から実施

されました。改定された主な点は、

5. 軍属に対する障害年金の支給条

件となつた「戦時災害」は

除外されました。

6. 動員学徒の徴用工関係

1. 動員学徒の徴用工

前は、戦時災害に限る)で第六

項症以上の不具撲滅の状態にあ

る者に対しては、傷病の程度に

応じて軍属の半額の障害年金と

加給額が、昭和三十四年一月分

から支給されます。

2. 従事上の負傷、疾病(二十年九

月以前は、戦時災害に限る)

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

3. 先順位者の遺族年金額は五万一

千円に増額されます。ただし、

今年1月分から三十五年六月ま

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

4. 軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を

支給する。ただし、この法律を

受けている者が、他に公務扶助

家庭等援護法という法律でいろ

うと救済の手がさしのべられてき

ましたが、その法律の一部がわ

り、早いものはこの十月から実施

されました。改定された主な点は、

5. 軍属に対する障害年金の支給条

件となつた「戦時災害」は

除外されました。

6. 動員学徒の徴用工関係

1. 動員学徒の徴用工

前は、戦時災害に限る)で第六

項症以上の不具撲滅の状態にあ

る者に対しては、傷病の程度に

応じて軍属の半額の障害年金と

加給額が、昭和三十四年一月分

から支給されます。

2. 従事上の負傷、疾病(二十年九

月以前は、戦時災害に限る)

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

3. 先順位者の遺族年金額は五万一

千円に増額されます。ただし、

今年1月分から三十五年六月ま

で死亡した者の遺族のうち、先

順位者に対する支給は、三十四年一月一日以後に所要書類を

提出して申請して下さい。

4. 軍人の遺族で引継ぎ遺族年金を

支給する。ただし、この法律を

受けている者が、他に公務扶助

家庭等援護法という法律でいろ

うと救済の手がさしのべられてき

ましたが、その法律の一部がわ

り、早いものはこの十月から実施

されました。改定された主な点は、

5. 軍属に対する障害年金の支給条

件となつた「戦時災害」は

除外されました。

6. 動員学徒の徴用工関係

1. 動員学徒の徴用工

前は、戦時災害に限る)で第六

項症以上の不具撲滅の状態にあ

る者に対しては、傷病の程度に

応じて軍属の半額の障害年金と

加給額が、昭和三十四年一月分

から支給されます。

2. 従事上の負傷、疾病(二十年九

月以前は、戦時災害に限る)

で死亡した者の遺族のうち、先